

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！

一度クリックしてみてください！

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO.208/H22.8.10発行

加茂商工会議所の「議員」の任期満了 (10月31日)に伴い選挙・選任が行われます

～会員事業所の代表として1号議員(定数40名)の立候補・推薦を8月24日～31日まで受け付けます～

正会員事業所(地区外等の特別会員を除く)の中から選ばれる1号議員の立候補または推薦を8月24日～31日の間、受け付けます。

～1号議員立候補届・1号議員候補者推薦届(本人の承諾が必要)は、当所に用意してあります～

当所の1、2、3号議員総定数80人の任期が10月31日で満了となるため、議員の選挙・選任規約により順次手続きが行われます。

《議員の種類と定数》

全国の商工会議所は、商工会議所法の定めるところにより運営され、商工会議所会員の代表者として「議員」を選んでいます。議員数は商工会議所の規模、会員数によって国の認可を受け、その商工会議所の定款で決められています。当所の議員総数は80人となっています。議員は、選出方法の違いにより1号議員、2号議員、3号議員で構成されています。

1号議員(定数40人)とは

会員事業所の中から選挙によって選ばれる議員を「1号議員」といい、正会員は選挙権、被選挙権を有します。(地区外等の特別会員を除きます)

- ・会員事業所を代表する者は、本人が立候補または他の会員から推薦されることができます。(本人の承諾が必要です)
- ・この立候補、推薦数が議員定数の40名を超える場合は、投票が行われます。
- ・投票は、本年6月30日現在における正会員の事業所で、会費1口(1,000円)につき1個の選挙権を有します。ただし、1会員の選挙権は最高20個までとなっています。

1号議員の立候補または推薦は、8月24日～31日の間に1号議員選挙管理委員会において受け付けます。

2号議員(定数28人)とは

会員事業所は、6部会(7部会を6部会に変更)のいずれかに所属します。その部会から選ばれた議員を「2号議員」といい、いわば業種代表です。その部会の本年6月30日現在における所属会員数に応じて、各部会において選任されます。2号議員の選任方法は、各部会で定めることとなります。9月9日までに6部会の会合が開催され、各部会選出の2号議員が選任されます。

また、部会長、副部会長、他の部会役員の任期も本年10月31日に満了になることから、各部会において選任します。

3号議員(定数12人)とは

1号、2号議員の決定後、両議員による議員協議会の選考委員をもって選考・選任します。当所の3号議員は比較的大手企業を選出しています。

役員である会頭、副会頭(3名)、専務理事、監事(3名)、常議員(26名)の選任は、この議員80名で構成する「議員総会」において選任されます。臨時議員総会は、10月28日(木)に開催します。

売上は戻ってきているのに資金繰りが改善しない...

新規借入をする前に返済負担軽減を考えてみませんか？

商工会議所資金繰り・金融相談受付中～秘密厳守～

売上減少等により計画どおり返済ができなくなった。現在、国のセーフティーネット貸付け、保証等の制度があります。資金繰りの安定無くして企業の発展は考えられません。当所では、借入金の借換相談や金融機関紹介など不況下の金融相談を強化して実施しております。この機会にご相談ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

依然長引く厳しい経営環境に対しての国の政策金融

無担保・無保証・低金利

【金利 1.85% (8/10 現在)】

経営改善にご活用ください！商工会議所マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)は、事業所の経営改善を図るための無担保・無保証人、低金利の国の政策的な融資制度です。経営改善をお考えの方は、どうぞお気軽にご相談ください。

・融資限度額 1,500万円

・融資期間 運転資金 7年 設備資金 10年

設備資金特別金利 1.35%

この度、政府の景気対策として、平成23年3月31日までの設備資金の貸付利率が、2年間0.5%低減されます。

【ご利用いただける方】

- ・従業員(家族従業員・パートタイマー・法人の役員を除く)が商業・サービス業では5人以下、製造業・建設業などは20人以下の事業所。
- ・納税額(所得税、法人税、住民税等)を完納している、最近1年以上事業を行っている方。
- ・遊技業等は融資対象となりません。・飲食業等の設備資金も対象となります。

審査の結果によってはご利用いただけない場合もあります。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

運転・設備資金、緊急保証制度、金融定例相談をご活用ください

～ 個別相談・秘密厳守 TEL52-1740 へ ～

(株)日本政策金融公庫、県信用保証協会の個別相談会を下記のとおり開催いたします。事業資金、緊急保証制度のご相談にご活用ください。

1) 日本政策金融公庫相談会 日時 9月8日(水) 10:00～12:00

2) 県信用保証協会相談会 日時 9月9日(木) 10:00～12:00

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

専門家派遣事業のご案内！～経営に関するお悩みを解決します～

原則3回まで無料(秘密厳守)

中小企業の経営支援を目的に、今年度新たに関東経済産業局の委託事業として中小企業診断士等専門家を企業に直接派遣し、経営課題の解決に向けた相談対応を行う「中小企業応援センター事業」が開始されました。

経営に関することであればどんな課題にも対応致しますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・お申込みは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/桑原、難波、佐藤)まで。

第25回越後加茂川夏祭り【8/14(土)開催】

当日は是非夏祭り会場にお越しください。

越後加茂川夏祭りは、今年で25回目を迎え、8月14日(土)に実施いたします。実施にあたり、毎回会員事業所各位から多大なご協賛を賜り厚くお礼申し上げます。

また、当日は恒例の「ウキウキ桃釣り大会」などの昼行事とメイン行事の大盆踊り大会、大花火大会などイベントが盛りだくさんです。イベント実施有無については、昼行事は午後1時、夜の行事は午後5時に実施合図の花火を打ち上げます。8月14日(土)は皆様おそろいで、ぜひ加茂川河川敷メイン会場へお出かけください。

《大盆踊り大会は、当日の飛び入りも大歓迎です。奮ってご参加ください。》

お問い合わせは、越後加茂川夏祭り実行委員会(盆踊り担当：山本 TEL52-1740)まで。

8月2日付けで各区長さんから配付いただきましたイベント案内・花火番付表をご覧ください。

《(お願い)加茂川美化翌朝清掃にご協力ください》

日時 8月15日(日)午前8時~9時 雨天決行(合図花火 午前7時45分に打ち上げ)
(14日(土)が雨天中止の場合は、実施いたしません。)

範囲 昭和橋~加茂川橋までの河川敷及び兩岸道路

《夏祭りテレビ放映時間のお知らせ》

NST新潟総合テレビ「第25回越後加茂川夏祭り」の放映時間。

8月21日(土)午前10時35分~11時05分

受診料の補助制度をご利用下さい



健康診断

当商工会議所では、受診料の一部補助を行っていますので、この機会に、従業員全員受診されるようご案内いたします。

また人間ドックも、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員
2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時 (会場は、加茂市産業センターです)
(社)新潟県健康管理協会 TEL025-283-3939	平成22年9月24日(金) 8:30~12:00

協会けんぽ「被保険者」の方、またはその他健康保険「被保険者」の方は各市町村が行う特定健診(旧基本健診)は受診できなくなりました。被保険者の方は加茂市産業センターにて行う集団検診にて、安全衛生規則による法定健診または協会けんぽ生活習慣病予防健診(その他健康保険組合については健保との契約健診コース)を受診ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/滝沢)まで。

日額上限7,505円の休業助成金が支給されます

中小企業緊急雇用安定助成金個別訪問相談

~相談無料、秘密厳守で企業を訪問、計画~申請~支給まで個別対応いたします。~

中小企業緊急雇用安定助成金の計画・支給申請は、休業形態、休業手当の支給条件などが、事業所ごとに違うため、説明会だけでは理解が難しく思われます。また、計画書や支給申請書を記入し始めると内容が難しく、申請を断念してしまうケースが見受けられます。当所では、会員事業所から助成金申請を容易にするため、担当者による個別訪問相談を実施しています。

【支給対象事業主】

雇用保険の適用事業所の中小企業主

売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること。(ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

要件緩和：売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算書等の経常損益が赤字であること。(ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る)

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/佐藤、滝沢)まで。

法改正により更にみなさまのお役に立てる共済へ！

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済

【事業主の退職金共済】 ・ 【取引先倒産時の緊急貸付共済】

【制度の改正点 / 改正予定時期】

中小企業倒産防止共済

- ・「私的整理」を行う場合も「倒産」扱いとし共済金の貸付を受けられるようになりました（H22.7.1～）
- ・掛金の積立限度額が引き上げになります（H22.10までに改正予定） 320万円（改正前） 800万円（改正後）
- ・貸付限度額が引き上げになります（H22.10までに改正予定） 3,200万円（改正前） 8,000万円（改正後）
- ・償還期間上限の延長（H22.10までに改正予定） 5年（改正前） 10年（改正後）貸付額に応じて設定

小規模企業共済

- ・共同経営者の加入も可能となります（H23.1.1より改正予定）

小規模企業共済とは

小企業の個人事業主、会社役員のための退職金をあらかじめ準備しておく、国の共済制度です。

共済のメリット

【税制面】

- ・掛金は全額「課税対象所得から控除」できるので、節税しながら老後の資金が蓄えられます。ゆとりある老後のライフプラン設計を実現します。
- ・共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

【安全面】

- ・法律に基づく国の共済制度ですので安心・確実です。

制度内容

- ・毎月1,000円～70,000円までの範囲内で500円きざみで自由に掛金が設定できます。
- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービスは5人以下）の個人事業主及び会社の役員が対象です。

中小企業倒産防止共済とは

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる共済制度です。

共済のメリット

【税制面】

- ・掛金は税法上経費または損金に算入できます。

【貸付面】

- ・共済金の貸付は、無担保・無保証人です。
- ・企業の財務内容、返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と回収不能債権の事実確認での貸付ですので、万が一の急場の資金難を乗り切れます。

制度内容

- ・毎月5,000円～80,000円までの範囲内で1,000円きざみで自由に掛金が設定でき、総額320万円まで積み立てできます。
- ・業種、資本金、従業員数等により加入資格要件がございますので、詳細はお問い合わせください。
お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当/佐藤、山本）まで。

商工会議所業務休業のお知らせ

8月14日(土)から16日(月)まで業務を休業させていただきますので、よろしく申し上げます。

当所自動車共済にご加入の方で万一事故が発生した場合は、共済本部の事故処理センターが24時間体制で受け付けていますので、ご連絡ください。

『関東自動車共済(協)本部事故処理センター』

TEL: 0120-89-8819 (フリーダイヤル)